

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

〔十一番 金田もとる君登壇〕

○十一番（金田もとる君） 日本共産党宮城県県会議員団の金田もとるでございます。一般質問の最終登壇者となりました。頑張っていきたいと思っております。

大綱一点目、安心・安全の県政を目指して伺います。

一番目として、県が強力に推し進めるDX政策、デジタル身分証アプリとみやぎ防災アプリについて伺います。

今議会開会日、知事説明では新年度の三つの重点項目の一つに、DXによる変革みやぎの実現が挙げられました。これまでも会派として指摘してきたところですが、県のDX政策は、国において取得が任意とされているマイナンバーカードの普及が中心に据えられ、マイナンバーカードを取得していない県民ははなから政策の枠外に置かれています。知事は、防災アプリの普及・推進について、東日本大震災時の教訓に加え、昨年一月の能登半島地震でも繰り返された避難所運営の混乱ぶりから、何としても広く県民に防災アプリを普及したいとの思いを強くしたと各所で強調されています。知事に伺います。現在の防災アプリは、デジタル身分証アプリの取得・登録が前提となっています。マイナンバーカードを持たない県民であっても、デジタル身分証アプリを自身のスマートフォンに登録できるようにして、スマートフォンを持つ県民であれば誰もが防災アプリを利用できるようにすることが肝要と考えます。デジタル身分証アプリ、防災アプリの普及のためにも必要不可欠な取組です。知事の所見を伺います。お答えください。

デジタル身分証アプリ、防災アプリの普及のために、登録者一人当たり三千円の地域ポイントを付与する、今年度九月補正、十一月補正、そして、この二月補正と三回にわたって、更に新年度当初予算分を加えると計十二億九千百万円余りの導入支援費となります。目標の百万人に達するまでポイントは付与され続けるのでしょうか。防災アプリの導入に先立って進められた原子力防災アプリについて、やはり二〇二三年度のアプリをダウンロードした女川原子力発電所から三十キロ圏内七市町の人に五千円の地域ポイントを付与。昨年十二月時点で十二万八千人余りの方がアプリをダウンロードしたものの、実際にアプリの利用規約に同意して避難所の情報等を受け取れる状態になっていたのは約六%、約八千人だったと報じられました。知事、この原子力防災アプリの普及

と運用の実態について、どのように総括されているのでしょうか。また、今般の防災アプリの普及に生かすべき教訓はなかったのか伺います。お答えください。

続発する自然災害、想定される南海トラフ地震への備えとして、デジタル技術を使って避難所を効率的に運営しようとする取組が全国の自治体で進んでいます。受付に使われているのは、マイナンバーカードだけではありません。運転免許証を利用した実証実験に取り組んでいるところもあります。知事、一人でも多くの人にアプリを入れていただくことが重要だと強調されるのであれば、ポイント付与に投じる予算の十二億円余りの一部をマイナンバーカードを所持しなくても使える防災アプリとするために振り向けることも必要ではないでしょうか。いかがですか、お答えください。

住み続けられる県営住宅を求めて質問いたします。

県の住宅政策の方針と施策の方向性を定めた基本計画、宮城県住生活基本計画について、現計画の期間は二〇三〇年度までとなっていました。また、二〇二九年度までの期間とする宮城県県営住宅ストック総合活用計画も二〇二四年度をめどに計画の見直しを行うとされていました。これまでも会派として、それぞれの計画の更新、見直しに際しては、公営住宅法第一条に定める目的、すなわち、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、国民生活の安定と社会福祉の増進の実現に寄与する計画とすべきと求めています。県が二〇二三年三月に策定した県営住宅の集約に伴う移転支援の方針に基づき対応について伺います。二〇二三年度から移転支援を進めている仙台市と多賀城市、村田町の六団地の取組の現状について、対象団地の入居者数、面談・相談件数、移転同意件数等についてお答えください。あわせて、今後の見通しもお示しください。

県営住宅の入居者の皆さんが参加する住みよい県営住宅をつくる県民の会を通じて、また、個別に当会派に寄せられている声を紹介させていただきます。「年金だけでは生活できず、街中で働いているが、ここの団地は病院も近く、交通の便もよい。どこに移転したらよいのか分からない。」「県の方針は理解できない。移転希望とする気はなかったが病気になって今後のことを考え、エレベーターのあるところを希望せざるを得なかった。」「県営住宅には十回落選し、優先枠で入居した。近隣で同等の家賃の県営住宅に移転を希望し、今担当の方と何度か面接している。」「ここの団地は買物や交通の便がよく、ついに住みかと思っている。建て替えを行い、若い人を入居させるなど県営

住宅の積極的な活用を図ってほしい。」「人口が減少しているのも分かるので、集約の必要性も理解するが、交通の便がよいところは何棟か残して建て替えてほしい。ここは、入居希望者はいなくならない。」「建て替えしないという理由について、説明会の場でも納得のいく説明がなされていない。きちんと説明してほしい。」この間、建設企業委員会、本会議において、住生活基本計画、ストック総合活用計画に明記されている「県は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず」との方針について、当面はという意味であり、未来永劫建て替えを行わないとしているわけではないとの部長答弁、そして知事答弁がありました。今年十月に施行される改正住宅セーフティネット法は、コミュニティの空洞化が進む下で重層的な支援体制の整備が求められるとし、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化についてうたっています。現在、移転支援が行われている六団地の中にも、複数棟で立地条件もよく、人口減少が進んでも確実に入居者が見込めるところもあります。改正住宅セーフティネット法の趣旨を生かすことができるのは公営住宅です。改めて説明会を開催し、建て替え要望も考慮した対応とすべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

県は、少子化と人口減少の下での住宅需要の減少を前提に住宅政策を検討されていますが、高齢化、少子化の著しい進展は、一方で要支援者の増加に対応した住宅政策が求められることになります。バリアフリー化やエレベーターの設置、浴室の改善などは民間の小規模住宅での対応は困難で、住戸規模の大きい公営住宅の役割は更に重要になっていきます。県営住宅が福祉とコミュニティ対策の連携の下に、多様な需要に応える地域社会の要として役割を発揮できるようにしていく必要があります。住生活基本計画の改定、ストック総合活用計画の見直しに際しては、改めて県営住宅をまちづくりと暮らしの要に位置づけて、エレベーターの設置や建て替えを含めた計画とされることを求めます。お答えください。

三点目、地域医療提供体制の整備、仙台医療圏地域医療構想推進事業について伺います。

知事、議論の端緒について、この間、県が進めてきた四病院の再編・統合議論は、二つの県立病院の在り方との関係では、それぞれのあり方検討会議での議論、最終的に二〇一九年十二月にそれぞれのセンターの今後のあり方に関する報告書としてまとめら

れたものが出発点であったということ、この点を確認させていただきたい。間違いありませんね。お答えください。

さて、二〇二三年十二月二十六日の令和五年度第四回仙台区域地域医療構想調整会議では、座長が四日前の十二月二十二日に締結された仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に関する基本合意について「様々な懸念の声、心配の声がございますので、今回の重点支援区域の申請とは切り分けて考えていただきたい」と述べて、重点支援区域の申請ということに関しては了解の姿勢で取りまとめたいと何とか取りまとめました。本来、切り分けて考えることができないことを迫って強行突破したわけでございます。そして、明けて二〇二四年一月十六日に厚労省から異例の条件付きで重点支援区域に選定するとの通知が出されるに至りました。仙台市をはじめとする関係自治体に丁寧の説明を行い、理解を得ること。医療機能の再編等により影響を受ける地域住民に丁寧の説明を行い、理解を得ること。この二つの条件について、県はその後にとのように対応されてきたのでしょうか。結果、関係自治体の理解は得られたのでしょうか。地域住民の理解を得られたのでしょうか、知事としての評価を伺います。また、仙台赤十字病院の利用者に対する説明会の開催は必須です。今後どのような形で説明会を行われるのか、併せてお答えください。

昨年十一月十四日に仙台赤十字病院と宮城県立がんセンター統合新病院の基本構想が示されました。一昨年十二月の地域医療構想調整会議でも懸念されていた県の政策医療としてのがん診療の後退がより現実的なものとして認識させられる内容でした。会派として、過日の代表質問で天下議員も取り上げておりましたので重複は避けますが、二月七日の令和六年度第三回仙台区域地域医療構想調整会議の場でも指摘されていました。県医師会副会長の橋本副座長の発言でございます。「再編議論のスタート時のコンセプトは、第一にがんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現であったはずだ。それが、統合新病院のコンセプトでは、三番目に最適ながん医療を提供する病院となっている。今のがんセンターのポテンシャルを落とすようなことがあってはならない。日赤本社ががん診療をおろそかにしようとしているとも漏れ伝わっている。間違ってもそのような事態にならないようにとの意見が当会議で強く出されたと日赤側に伝えてほしい。」がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現に向けて取り組んできた関係

者の言葉として重いものがあります。知事はこの言葉をどのように受け止められましたでしょうか。また、日赤本社にこの言葉は伝えられていますでしょうか伺います。

東北労災病院に関連して伺います。二〇二二年九月に新たな二つの枠組み、四病院が提案され、東北労災病院は、富谷市で県立精神医療センターとの合築・移転の方向で議論が推し進められてきましたが、精神医療センターの患者さんやその家族、県内でこれまで中心的に精神科医療に携わってこられた医師や看護師、精神保健福祉士などの当事者、関係者からの根強い富谷市移転反対の声の前に、知事もようやく昨年十一月議会で県立精神医療センターは名取市内での建て替えと表明するに至りました。知事、この時点で、二〇二三年二月の移転・合築に向けた協議確認書に基づく枠組みとしての議論ではなくったと思います。来年度に持ち越される協議継続の根拠を示してください。

この時点で、東北労災病院は現地で存続することになったと思った県民も多かったと思います。年明け一月九日には、地域医療を守る共同行動みやぎ連絡会から東北労災病院の富谷市移転協議の中止及び協議確認書の解除を求める要望書が出され、同じく二十二日には、東北労災病院を守る会から協議を中止し、移転計画を断念することとする要望書が出されています。東北労災病院の井樋院長先生は病院広報誌の新年の挨拶の中で、県立精神医療センターとの合築・移転の話が三年前に出てから、当院への紹介を躊躇してしまうという意見も開業医の先生方から多数頂いていることに触れていました。また、労災病院が実施した合築・移転問題についてと題した職員向けアンケートでは、対象職員七百八十二人中五百十三件の回答、回答率六五・六％です。この中で、再編構想について協議が長期化していることで、病院運営に支障を来しているかとの質問に、なんと七七・四％の人が支障を来していると思うと答え、移転か現地存続かについては、現地存続が五五・九％で、移転するほうがよいの一五・二％を大きく上回りました。県との協議を続けるべきとした職員は一四・四％にとどまり、六二・〇％がこれ以上の協議は打ち切って結論を出すべきとしています。前出の連絡会による再編反対の署名は累計で七万筆を超え、病院利用者の方々からの不安も日増しに大きくなっています。知事、いたずらに東北労災病院の職員、利用者、そして地域住民に不安を与え続ける議論はやめていただきたい。労働者健康安全機構との協議の打ち切りを求めます。お答えください。

地域医療構想調整会議での議論の在り方について要望いたします。さきにも述べま

したが、今般の病院再編議論は、地域医療構想の趣旨を踏まえたものとしてスタートしていましたが、実際の地域医療構想調整会議での議論は決して十分なものとは言えません。そもそも議題設定されていない。昨年二月の一般質問でも指摘したのですが、前年十二月の地域医療構想調整会議での仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に関する基本合意に関わる議題は、開催日直前に追加議題として付け加えられ、重点支援区域の申請の了解を取り付けるための会議にされてしまいました。東北労災病院の移転議論については、この二月七日の令和六年度第三回仙台区域地域医療構想調整会議の場では一言も触れられませんでした。次期地域医療構想の検討に際しては、人口減少、医療スタッフの確保の困難性が殊のほか強調される一方で、高齢者人口が増し、救急医療への需要が高まる中で、それぞれの病院の特性なども考慮することが求められています。さきの構想調整会議の中では、座長から、単に病床の数を合わせればよいというものではないという発言もありました。圏域内の医療連携にも大きな影響を与えることを考えれば、しっかりと地域の実情を踏まえた議論となるよう議題設定されることを望むものです。今議会中、志賀保健福祉部長からもしつかりとした協議の場が必要だという答弁も出されていました。いかがでしょうか、お答えください。

四点目、地域との共生、環境保全と持続可能なエネルギー社会を目指す取組について伺います。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の目標達成に向けた取組施策の中では、重点対策として地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するための取組も位置づけられました。昨年四月には、再生可能エネルギー地域共生促進税の導入に至りました。同税の導入は、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな取組と位置づけられ、森林の乱開発に歯止めをかける一方で、非課税となる地域と共生する再エネ発電設備の導入を進めるとされました。昨年七月には非課税認定第一号事業として白石越河風力発電事業が認定されていますが、その後の非課税認定に向けた事業者の動きについて、現状を伺います。お答えください。地域と共生する再エネ発電事業の認定に際して、地球温暖化対策推進法に基づく促進事業計画並びに農山漁村再エネ法に基づく整備計画に基づき使用されるものと規定されていますが、県内では前提となる実行計画を策定した市町村はなく、非課税を求める事業者はおのずと準じる事業としての認定を求め

る方向に進みます。県もこのような状況を踏まえて、準じる事業としての非課税認定に必要な地域の合意形成に向けて協議会の設置、運営を強力にバックアップしていますが、事業者の多くは県外企業となっています。本来、地域と共生する再エネ発電事業としていく上では、地域内での再投資力を高めることが重要と考えます。そのためには、地域に根差した企業がノウハウを持つ地域外の企業と協業する、あるいは地域外の企業が地域に根差した企業と協業する。地域内外の企業が出資し合って地域内に新しい企業を設立する。県として、このような取組に対する支援を行うことこそが求められています。いかがでしょうか。知事、お答えください。

五点目、放射能汚染廃棄物処理について伺います。

県が国、環境省との連携の下に進めてきた農林業系汚染廃棄物の各自治体での処理は、農林地還元方式に加えて、地域住民の反対、不安を押し切った焼却処理が実行に移されてきました。大崎市の住民による放射能汚染廃棄物焼却反対住民訴訟の審理では、原告住民側から焼却によるセシウム粉じん漏れがあったことを示す調査結果も示されましたが、高裁判決では、社会生活上受忍すべき限度を越えると言える具体的な危険性があるものであったとは言えないとされ、審理は最高裁にまで進むことになりました。特措法の問題を含めて、これまで以上に全国から注視される裁判になります。県は、二〇二三年より、市町が抱える汚染廃棄物の処理を加速するために、処理を受託可能な民間事業者の情報を提供し始めました。この件については、私も当時、所管の委員会に取り上げ、また、複数の同僚議員が本会議でも取り上げておりました。その後の経過と現状について伺います。汚染廃棄物の保管状況について、直近の数値を伺います。また、県が情報提供した事業者の受託処理実績について伺います。お答えください。県は、各市町に民間事業者の情報を提供する際に、受入れ事業者及び受入れ自治体に係る情報は非公表としていました。この非公表という条件は今も変わっていないのか。変わっていないとすれば、その理由について改めて伺います。お答えください。

各市町の処理事業の財源は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金、農林業系廃棄物の処理加速化事業として二分の一、震災復興特別交付税として二分の一です。前段の補助金の所管は環境省で、同省が当該補助金の実施要領も示しています。その実施要領を読んで気になったのですが、第十一条に「市町村等は、本事業の実施に当たり、破

砕・裁断施設、焼却施設、最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする」とあります。今回は、宮城県が紹介した民間事業者が市町村の委託を受けて県外で処理しているわけですが、周辺住民の理解を得る作業を行ったのは、委託した側の市町村、若しくは宮城県でしょうか。それとも、搬出先の処理施設、最終処分場の所在地の市町村、若しくは当該県なのでしょうか。お答えください。本年一月二十一日の建設企業委員会に、白石の南部山浄水場で県企業局が保管する指定廃棄物の指定解除申請及び処分について報告されていました。企業局からは、指定解除となることを前提に新年度予算案に処分に必要な経費二億五千三百万円余りを計上しているともお聞きしましたが、その際に、やはり民間事業者へ委託して産業廃棄物として処理することを考えていること、事業者名等については同様に非公表方針だとお聞きました。特措法によって、公然と放射能汚染に対するダブルスタンダードが持ち込まれ、放射能汚染は拡散してはならないという大原則もなし崩しにされてきました。今、宮城県が各市町に民間事業者を紹介して進めている処理作業は、国と県と当該市町がそれぞれに責任を曖昧にしたまま放射能汚染を他県にまで拡散していることにほかなりません。そして、搬出先、処理施設周辺の住民の皆さんは、その事実を十分に知らされないままに汚染の危機にさらされています。搬出先での環境モニタリング報告も不十分なままです。宮城県として、今後更にその危険性を拡大していくようなことを認めるわけにはまいりません。県として対応を改めるべきと考えます。知事、お答えください。

大綱二点目、特定の誰かではなく、大勢の県民の視点に立つて考えるということについて伺います。

本年一月六日、職員を前に仕事始めの挨拶を行った知事は、最後に仕事に当たっての心構えを三点話しました。これは代表質問で坂下議員も指摘したところでございますが、県のホームページでは、以下のように紹介されています。「一点目は、県民の視点に立つて考えることです。我々が取り組まなければならない課題には、意見が分かれ、困難な対応を迫られることがあります。そのような時は、常に、特定の誰かではなく、その他大勢の県民の顔を思い浮かべ、それが将来の宮城にとって必要かどうかを考え、決断してください。」私は、知事のこの発言を目にしたときに、知事が言う特定の人たちを想像するのはなかなか難しいと感じました。知事には具体的に特定の誰かのイメ

ージがあつたのでしょうか、伺います。知事は、心構えの三点目として、職員の皆さんへ様々な方々との対話を強調しています。「現地へ赴き、話を聞き、自分の目で地域の実情をしつかり見て、施策の立案や実行に生かすようにしてください。」議員としての私に向けられた言葉ではないかと思いつつ、知事自身に向けられた言葉のようにも思いました。このことをお伝えして壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 金田もとる議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、安心・安全の県政を目指してとの御質問にお答えいたします。初めに、病院再編議論の出発点についてのお尋ねにお答えいたします。

令和元年度の二つの県立病院に係るあり方検討会議は、がん医療の均てん化など医療環境の変化を踏まえた県立がんセンターの担うべき役割や、県立精神医療センターの建て替えに向けた目指すべき方向性などについて、有識者による検討を行うためにそれぞれ開催したものであります。仙台医療圏の病院再編については、あり方検討会議の提言内容とともに、仙台医療圏が抱える政策医療の諸課題解決のための検討も踏まえ、がんを総合的に診療できる拠点病院や、精神医療及び災害医療、救急医療を強化した拠点病院の整備に向けて、令和三年九月に協議を開始したものであります。

次に、労働者健康安全機構との協議についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院の富谷市への移転については、仙台医療圏北部に拠点病院を整備することで、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決を図るとともに、地域バランスの取れた持続可能な医療提供体制の実現を目指すものであります。また、労働者健康安全機構からは、協議確認書にも掲げられていた法人の理念の達成や政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向が示されているところであります。現在、労働者健康安全機構において、労災病院グループ全体の経営状況を踏まえた検討が行われており、今年度の決算状況を踏まえるとすれば、協議が年度をまたぐことも想定されますが、県といたしましては、労働者健康安全機構での検討状況を確認しながら、協議を

継続してまいりたいと考えております。

次に、民間事業者を紹介して進めている放射能汚染廃棄物の処理作業についての御質問にお答えいたします。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処法等に基づき、国、自治体の役割分担及びそれぞれの責任のもと進められております。今回の民間事業者を活用した取組では、県は事業者情報の提供に当たり、処理を行う施設設備や処理基準等の遵守状況を確認し、その後、実際に委託した保管市町からは、処理が安全に完了したとの報告を受けていることから、適切に実施されたものと認識しております。今後この方式をぜひ活用したいと考えております。東日本大震災の発生から十四年近くが経過してもなお、保管農家等に御負担を強いていることは、真の復興を成し遂げるために解決していかなければならない残された課題であり、県といたしましては、国と連携しながら、引き続き各保管市町の処理に向けた取組を支援してまいります。汚染廃棄物の一日も早い処理に向け、御協力いただきました関係者の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

次に、大綱二点目、県民の視点に立つて考えることについての御質問にお答えいたします。

私は、県政を進めていく中で、意見が分かれ、困難な対応を迫られた際には、将来を見据え、何が県民全体の利益のためになるのかを考えて判断してまいりました。御質問のありました特定の誰かについては、利害関係のある個人や団体ではなく、県民全体のことを考えて職務を遂行してほしいという私の思いを職員に伝えるために用いたものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱一点目、安心・安全の県政を目指してとの御質問のうち、みやぎ防災をマイナンバーカードがなくても利用可能なアプリとし、その開発にポイント付与の予算を振り向けてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ防災アプリは、マイナンバーカードの基本四情報に基づく正確な情報を通じ

て、避難指示や避難所受付等といった各種機能を運用する点が他の防災アプリにはない大きな特徴と考えております。また、市町村においては従来どおり、防災行政無線等による避難指示や手書き等による避難所受付も併せて実施されることとなっており、マイナンバーカードを保有していない県民に対してもしっかりと対応を行うこととしております。県としましては、みやぎ防災アプリの一層の普及とその特徴や利便性について、県民の皆様に御理解いただけるよう、更なる啓発に予算を活用してまいりたいと考えております。

次に、原子力防災アプリの普及、運用の総括と、みやぎ防災アプリの普及に生かすべき教訓についての御質問にお答えいたします。

昨年度、女川原子力発電所から三十キロ圏内、いわゆるUPZを含む七市町の住民に地域ポイントを付与し、デジタル身分証アプリの普及を図ったところですが、原子力防災アプリの同意を条件としなかったため、同意者は現時点でUPZ内人口の約六七％となっております。そのような状況でも、原子力災害発生時には、同意していない方に対し、デジタル身分証アプリから原子力防災アプリの活用を促す通知を送信し、それに同意することで利用可能になります。利用に当たっては、原子力防災アプリの操作方法の習得も重要であると考えており、訓練での活用のほか、普及率の向上に向け、UPZ内に全戸配布している広報誌やリーフレットでの周知に努めております。また、みやぎ防災アプリについては、原子力防災アプリの実態を踏まえ、みやぎポイント付与に本アプリの同意を条件にしたところ、デジタル身分証アプリを登録したほとんどの方に同意していただきました。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱一点目、安心・安全の県政を目指してとの御質問のうち、再生可能エネルギー地域共生促進税における非課税認定に向けた動きについてのお尋ねにお答えいたします。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例における非課税の認定については、昨年七月の白石越河風力発電事業に続き、現在、地域の合意形成を図るための協議会を開催し

ている事業が一件あるほか、協議会設立に向けた調整を行っている事業も複数あります。県といたしましては、今後も県内で再生可能エネルギー発電事業を予定している事業者に対して、地域との共生を求めていくとともに、市町村を伴走型で支援することにより、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

次に、地域に根差した企業との協業等への支援についての御質問にお答えいたします。

大規模な再生可能エネルギー発電事業は、一定の資本力を必要とすることから、県外企業が多くなる傾向にありますが、この場合であっても、地域貢献策として、設置工事やメンテナンス等において地元企業を活用することにより、協業が生まれるものと認識しております。一方で、地域が主体となって再生可能エネルギーを導入することで、地元企業の積極的な参入が見込まれることから、県では今年度、県内事業者等を対象に、地元資本により発電事業を実施している県外先進事例の視察、有識者を交えたワークショップなどを実施しました。県といたしましては、引き続きこうした取組などを通じ機運の醸成を図っていくほか、事業検討や計画策定の費用を補助するなど、地域主体の再生可能エネルギー発電事業の導入について支援してまいります。

次に、汚染廃棄物の保管状況及び民間事業者の受託処理実績についての御質問にお答えいたします。

八千ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の保管状況は、平成二十九年六月時点で推計約三万六千四十五トン、二十六市町村で保管しておりましたが、各市町村からの報告によると、昨年四月時点で保管量は三分の二程度減少しており、保管市町数は十市町となっております。また、民間事業者の受託処理実績は、委託元自治体からの報告によると、昨年四月時点で約百九十トンとなっております。

次に、受入れ事業者及び受入れ自治体に係る情報の非公表及びその理由についての御質問にお答えいたします。

受入れ事業者及び受入れ自治体から、風評被害等により事業遂行に支障が出るおそれがあることから非公表という条件で処理を受け入れていただいております、その条件は、現在も変わっておりません。

次に、処理施設等の周辺住民の理解を誰が得るのかについての御質問にお答えいた

します。

民間事業者を活用した処理の対象は、通常の廃棄物と同様の方法により、安全に処理できるとされている八千ベクレル以下のものがあります。各保管市町が処理を委託する際には、受入れ先の周辺住民の皆様への対応の在り方も含めて、受入れ事業者と施設が立地する自治体の御了解をいただいた上で適切に進めているものと認識しております。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、安心・安全の県政を目指してとの御質問のうち、重点支援区域選定の条件についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に関して、昨年一月に国から重点支援区域に選定された際の条件を踏まえ、県では、日本赤十字社や県立病院機構と連携し、地域住民への説明会を開催するとともに、仙台市と病院再編に係る協議を重ねるなど関係自治体や地域住民に対し、丁寧な説明と理解の醸成に努めてまいりました。また、病院移転後の八木山地区の医療提供体制について先日、仙台赤十字病院とともに町内会の方々と意見交換を行ったところであり、引き続き地域住民から御意見を伺いながら、仙台市とも連携の上、対応案を検討してまいりたいと考えております。なお、仙台赤十字病院の患者への対応については、基本的には病院側で行うものと考えておりますが、県としても関係者との協議の進捗状況を踏まえながら、適切に対応できるよう検討してまいります。

次に、地域医療構想調整会議での県立がんセンターに関する発言についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合による新病院については、昨年十一月に公表された基本構想において、低侵襲外科手術や高度の放射線治療に代表される先進的な治療を行うとともに、がん患者を総合的に診療できる病院として、臓器横断的診療体制によるがん診療や心理的負担への専門的対応を行うことが掲げられており、がん医療が大きな柱の一つとなっております。現在、両病院の職員が参加する部門別ワーキンググループなどにおいて、新病院の具体的な機能や規模、診療体制などの検討を行って

るところであり、県といたしましては、地域医療構想調整会議での御意見も踏まえながら、新病院が医療機能を最大限に発揮できるよう、引き続き関係者と協議、調整を行ってまいります。なお、今月七日に開催した地域医療構想調整会議については、当日、仙台赤十字病院の関係者が傍聴していたほか、その内容を県から日本赤十字社に伝達しております。

次に、地域医療構想調整会議での議論の在り方についての御質問にお答えいたします。

県では、これまで地域医療構想調整会議において、仙台医療圏における政策医療等の現状と課題を整理、分析し、病院再編の方向性や検討の状況など、協議の進捗に併せて報告してきたほか、統合新病院に係る重点支援区域の申請や、直近では、地域医療介護総合確保基金を活用した新病院整備に係る支援事業を議題として、地域における医療提供体制の確保に向けた議論を行ってきております。また、昨年十二月に国から示された新たな地域医療構想の考え方では、高齢者救急や在宅医療への対応にも焦点を当て、各医療機関の役割分担の明確化と連携推進に向けた協議を行うことなどが盛り込まれ、調整会議の果たす役割はますます重要になってきております。県といたしましては、調整会議での議論が各地域の医療提供体制の実情を踏まえた実効性の高いものとなるよう、議題設定も含め、引き続き適切に会議を運営してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、安心・安全の県政を目指しての御質問のうち、県営住宅の移転支援の現状等についてのお尋ねにお答えいたします。

令和五年に策定した県営住宅の集約に伴う移転支援の方針に基づき、移転支援を開始した六団地については、入居している四百一世帯を対象に十八回にわたり説明会を開催した上で入居者アンケートを実施し、来年度までの移転を希望している世帯を優先的に、令和五年十月から個別面談を行っております。面談は職員二人一組で対応しており、入居者の世帯状況等を確認した上で、希望された移転先や補償内容について具体的に説明し、必要に応じて宮城県住宅供給公社の職員も同行するなど、丁寧に対応してきたと

ころであり、これまでに移転先住戸の内覧を含めて、百三十八世帯と延べ約四百回にわたり面談等を行っております。また、相談窓口を設置し、約百八十件の御相談に応じるとともに、アンケート未回答世帯に対しても電話で状況を確認しております。その結果、来年度までに移転を希望している百三十一世帯のうち約八十世帯の方々が今年度末までに県営住宅及び民間賃貸住宅等へ移転される見込みとなっております。県といたしましたのは、県営住宅の空き住戸情報の充実などを図りながら、引き続き入居者の御希望を伺い、より居住環境の整った県営住宅等へ移転できるよう時間をかけて丁寧に進めてまいります。

次に、県営住宅の移転支援に係る説明会の開催等についての御質問にお答えいたします。

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、住宅ストックの余剰が増えている状況などを踏まえ、県では、当面は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず、既存ストックの長期的活用を図りながら、耐用年限を迎え用途廃止が適当とされた住宅については、より居住環境の整った県営住宅への移転を基本として、移転支援を進めることとしております。移転支援を開始している六団地については、入居者説明会を複数回開催し、方針や具体的な支援内容を説明するとともに入居者アンケートを実施し、移転についての御希望を確認した上で、現在は面談により個別にお話を伺いながら支援を進めているところです。県といたしましては、今後ともアンケートを定期的に実施するほか、面談等において、入居者お一人お一人の御事情や御希望を伺うとともに、必要に応じて福祉部門と連携しながら、円滑な移転に向け丁寧に対応してまいります。

次に、住生活基本計画等の見直しについての御質問にお答えいたします。

県では、住宅政策の基本方針と方向性を定めた宮城県住生活基本計画や県営住宅の適切なストックマネジメントを目的に策定した宮城県県営住宅ストック総合活用計画を踏まえ、県営住宅については当面建て替えを行わず、定期的な点検に基づき計画的に修繕を実施するとともに、風呂釜の設置等の居住環境の改善も行いながら長期的活用を図っていくこととしております。また、県営住宅の管理に当たっては、入居者の個別事情に配慮することとし、具体的には高齢者や障害のある方などの優先的な入居や、エレベーターのない住宅において、階段の昇降に支障がある方には低層階へ転居していただく

などの対応を行っているところです。県といたしましては引き続き、公営住宅の適正な運営に取り組むとともに、市町村営住宅の管理戸数の適正化に向けた動向や高齢化などの入居者の状況の変化、県全体や地域ごとの需給バランス等を確認し、市町村等の意見も伺いながら、各計画の見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） それぞれに御回答を頂きました。再質問に移らせていただきます。

最初の防災アプリの件でございますが、マイナンバーカードを持たなくても、防災アプリを使えるようにしてほしい。デジタル身分証を使えるようにしてほしい。直近一月末時点のマイナンバーカードの取得率が宮城県は七八・八%です。取得していない方が二一・七%で、人数にすると四十八万七千人余りになるかと思います。この方々は最初から防災アプリが使えない、取得の道を閉ざしたままにしておくのは、県の政策としてやはり問題があると思いますが、この点はいかがでしょうか。重ねて伺いいたします。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほども御答弁申し上げましたが、マイナンバーカードのみやぎ防災アプリですが、要は県民一〇〇%の方に持っていたくのが確かに理想ではあるんですけども、現実的にそれは難しいというふうに考えております。あとは、実際インストールしていてもいろんな場合で使えない場合もある。ですからその部分のカバーも当然必要になってきますから、そういうことも踏まえて今現在、施策として進めているという状況でございます。それから、マイナンバーカードの利点というのは、基本四情報が正確にきちんとデータ化されているということがあります。それがほかの形でやるとそこがなかなか担保されないということがありますので、そういったところも踏まえまして、進め方としてこのみやぎ防災アプリをマイナンバーカードとひもづけして行っているということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） マイナンバーカードから移しているデータは、基本四情報

ということを繰り返し言われております。住所、氏名、年齢、性別だったかと思いますが、全国の都道府県と自治体の中では、運転免許証を使うことによってこの情報を確認して避難所の受付にも活用しているところもある。実際できるわけです。ですから、マイナンバーカードを持たなくてもできるということ。防災アプリを持ちたいと思ったけれどもマイナンバーカードを持っていない、持ちたくない人に対して、防災アプリの必要性を認めた上で取得したいと思った人、ここを閉ざすということはやはり改善の必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 全国で、例えば運転免許証とかで身分確認をするということで避難所の業務負担を軽減している実証事業を行っているという状況については承知しております。やはり悩ましいのが、例えばいろんな手法でそういったことをやっていくとなると、当然コストもかかりますし、実際の事務手続で——今のマイナンバーカードはあくまでも避難所の業務負担を減らすためにやるんですけれども、例えば運転免許証のための対応、それからみやぎ防災アプリのための対応、あるいは別のほかの身分証明書のための対応、いろんな場面のそういった対応の負担が逆に増える可能性がある。それから、そういった様々な手段に対応するための機器整備ということも必要になってきますし、そういったことも考えますと、まずは正確な情報を持っている。それがみやぎ防災アプリの中で確認できる。それから受付の業務がかなり簡略化できる。そういった部分で負担を減らしていくというのが一つの方向性としてあるのかなと思います。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） マイナンバーカード一辺倒で駄目だということを指摘させていただいています。現にこれは義務ではないわけですから。マイナンバーカードの取得自体が任意だと言われているもの。それを持たないと県の防災アプリが使えない。これはやはり間違っているのではないのでしょうか。だって、デジタル身分証アプリを使えるようにすればいいですよ。マイナンバーカードがなくても。それができないんですか。十二億円も予算があれば、その一部を振り向けるだけでお金がかかる部分についても打開できると思うのですがいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 近いうちに、すぐ直近ではないですけども、マイナンバーカードと免許証が一つになるというふうに私は思っております。また、在留カードに今度ICチップが入ってマイナンバーカードと一体化するというような情報もありまして、来年六月までと言っていましたので、そうすると、外国人の方もこれに入れるということになります。まず、先ほと言ったように基本四情報をしっかりと——しかも携帯電話を二つ持っていたら一個しか入らないようになっていきます。ですから、一つの携帯に一人のIDでしか入れないということも間違いなく本人であるということが確認できるということです。それをいろんなやり方でやれるとなると、現時点で六十五万人を八十八万人、百万人になりたいというふうに思っておりますので、今の段階でこういうやり方あるいはやり方というふうにやっけてしましますと非常に混乱してしまいますから、まずは、伸ばせるだけ伸ばしていきたいなというふうに思っています。そのあと、それでも当然マイナンバーカードを持たないで避難所に行く人がおられるわけで、免許証もない、マイナンバーもないという方がおられるということは考えなければいけませんので、それはそれで別の対応を考えていかなければなりません。そういう人たちを見捨てるわけにはいかないと思いますが、そうした人たちにどのような形で情報提供していくのかということとはまた別途改めて当然考えていかなければならないことですが、現時点においてはまずはポケットサインの普及、身分証アプリの普及を最大限優先して、一日も早く百万人、人口の半分ぐらいは持っているような形にしていきたいと思っています。先ほど答弁したように、南三陸町それから東松島市はもう五〇％超えました。したがって、このまま継続すると五〇％を超える可能性は十分あるというふうに思っておりますので、大都市仙台も今二十五％ちょっと超えたぐらいですので、ぜひ、五〇％になるようにまずはそれをやらせていただきたいというふうに思います。その上でしっかり考えていきたいと思っています。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 引き続き善処を求めたいというふうに思います。所管の委員会の中でも、引き続きやり取りさせていただきま。

続いて、県営住宅問題について質問させていただきます。部長も知事もしきりに、

民間賃貸住宅の活用も含めて供給戸数としては十分にあるんだと。そういう中で、県営住宅そのものは当面は建て替えを行わないということを繰り返されます。ただ、民間賃貸住宅活用も含めてと強調されていますけれども、高齢者、要支援者の方々が民間賃貸住宅に申し込もうとしても、保証人の問題も含めてハードルは本当に今高くなっています。住宅セーフティネットにおいても、民間借家は十分な役割を果たせていないといった中で、今年十月の住宅セーフティネット法も変えられて施行されるわけですから、公営住宅の果たす役割というのは、やはり、ますますこの高齢者、要支援者の方々に対してという意味では高くなっていると思います。県営住宅についても、やはり建て替えも含めて整備を重ねて求めたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 先ほど答弁申し上げましたが、まずはいわゆる低廉な住宅の供給というのはもちろん、県、市町村の公営住宅がございしますが、民間のそういう賃貸住宅もございします。それを含めて需給バランスを見てみますと、民間の役割とは大体全体の五五％ぐらい占めているんです。そういった中で、県、市町村の公営住宅、民間を含めて、将来的にも今のところは需要量、供給バランスを見てもしっかりと確保できているという中で、今現在、県営住宅については当面建て替えを行わず、老朽化が進行した箇所については、より居住環境のいい県営住宅を中心として移転していただくということでございます。我々これまでも御答弁申し上げましたが、五年ごとにその需給バランスをしっかりと確認しつつ、今の計画も随時見直ししながら行うこととしてございますし、また民間の住宅としてはセーフティネット住宅というのもございます。その拡充もどんどん増やしてございますので、今県では、みやぎ住まいづくり協議会の中で、民間、市町村含めて産官が連携してそういった民間の低廉な住宅の確保に向けてもしっかり対応してございます。県といたしましては、そういう両面の中でしっかりと住宅の供給に向けて確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 改めて、見直しの際には、建て替えも含めて検討されることを求めたいというふうに思います。

続けて、放射能汚染廃棄物処理について伺います。各市町の処理事業の財源となる

国の補助事業についてですけれども、県外焼却について県としての責任の範囲はどのように考えているのか。先ほども知事の答弁の中でも、相手方とのところではしっかりと処分されているというふうに伺っているという御答弁なわけですが、この点はいかがでしょうか。市町との関係も含めて、県の責任はどの範囲までとなっているのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 今回の県外の事業者へ委託処理という形で、県としましては、県外の事業者に対しまして、実際に県の許可、相手方の許可の状況、あとは、施設の設備等の状況というのは当然確認した上で情報提供させていただいております。事業につきましては、基本的には情報提供して市町村が判断するという形になりますけれども、情報提供しているという点では、我々としても一定の責任はあるかなというふうには思っております。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 処理加速化事業については、国、県、市町村それぞれが緊密な連携の下に進めるというふうになっているんです。この緊密な連携という言い方が責任の所在を曖昧にしようところも具体的にあるわけです。先ほど、処理先の周辺住民に対しての説明もきちんと言われているというふうに説明がありましたけれども、そもそもその周辺の方々に対しては、宮城県から汚染廃棄物を持ってきて処理していることも説明されているのでしょうか。この点はどのように認識されていますか。把握されていますか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 先ほども御答弁申し上げましたが、保管市町が委託する際に、あくまで受入れ先となりますその受入れ事業者、あとは施設が立地しています自治体のほうで、実際に今回処理の対象としますのは通常の廃棄物と同様の方法で安全に処理できる八千ベクレル以下というものでございますので、そういったことを前提に事業者様、あとは、自治体様のほうで判断した上で、今回の受入れを御了承いただいているということでございます。なので、そういった形で適正に進められているというふうに我々としては考えているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 適正に進められているとお聞きしているという答弁の範囲は越えないんですよ。具体的に先方の周辺住民の方々にちゃんとこういう説明されていますというのは、宮城県としては確認しているんですか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） その部分につきましては、立地しております自治体との協議の中で御了解いただいているということで、我々としては理解しているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 最終的に説明されているということを決して言わない。言えないわけです。この間、やりとりを聞いていまして。知事は先日の報道各社のインタビューで震災復興でやり残したことから、放射性廃棄物の処分も挙げていたんです。引き続きハードルの高い課題なんですけども、責任の所在を明らかにすることと情報公開を進めていく上でもやはり大前提になると思うんですが、改めて知事、この点はいかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 間違いなく理解していただきたいのは、農林業系の廃棄物については、処理する責任は市町村にある。指定廃棄物は国にある。汚染土壌も国にあるということ、はつきり申し上げて、県は何もしなくても別に批判されるわけではない。

責任がないんです。責任の所在とおっしゃいましたが、責任はないわけです。でも県は、農家の軒下にとずっとそういう土のうが保管されているということに対して心を痛めまして、何とかしなければいけないということで、いろんなところにアプローチいたしまして、県外の事業者の方に御協力いただいていると。そしてその受入れ側の自治体にも御協力いただいているということです。共産党のお考えとしては、全部情報公開して住民に説明してということをお求められていると思うんですけども、そうすることによって事業者の方や市町村に大変御迷惑をおかけするということもあり、そこは、やはり先方の市町村のお考えということを尊重させていただきたいと思っています。あちらのほうで、宮城県の自治体が行ってちゃんと住民説明をしようということであれば、我々は当

然、責任としてやらなければいけないんですけれども、今のところ、そこまで求められておりませんので、県としてはそちらの御好意に甘えているということでございます。

結果として先ほど答弁しましたが、大分減ってまいりました。このペースでいけば、数年以内に農林業系については全て処理ができるのではないかなというふうに思っています。今はまだ登米と栗原が大量に残っているので、まずそこが今の段階で全部終わると

――金田さんが議員になる前ですけれども、市町村長会議で登米と栗原は自分でやるというふうにおっしゃったので、最後まで自分でやってもらうように努力してもらっていますが、でも栗原は今完全に止まっていますから、ここが終わったら次はそちらのほうもお手伝いしなければならないと思っています。それがほぼ終わったら、いよいよ指定廃棄物をどうするのかということについて入っていきたいというふうに思っています。

私としては、これは非常に県民の皆さんに御迷惑をおかけしておりますので、何とか一日も早く処理したいという思いでやっておりますので、何とか共産党の皆様にも御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 結局のところ法律の立てつけで、国の責任、市町村の責任、県は特に関わらない。そのとおりになっているんですけれども、しかしそうは言っても、県として各市町村との関係で責任が発生すると思いますし、先ほどの部長答弁にもありましたように、県として事業者を紹介して仕事を進めているわけですから、この責任は当然問われると思います。県外処分先、あるいは最終処分場での環境モニタリングの実施項目について、これも県としても把握されていますか。きちんとやられているかどうか、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 繰り返すようですが、特にその件に関して受入れ自治体のほうから適切に処理されている、あとは受け入れていただいている自治体等からも我々に対して特に問題があるというような話を伺っておりませんので、その点については適切に行われているというふうに我々としては判断しているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 繰り返しになりますが、非公表とされている中で、確認のしようがないとそこに行ってしまうんですね。こういうふうにお聞きしているという範囲でしか答弁できない。これはやはり責任の所在を曖昧にしているから、それは非公表としている範囲が非常に大きくなっているから、そういう状況になっているというふうに私たちは思っております。

時間ありませんので、最後のところ、知事の政治姿勢、県民の視点に立つて考えることについてです。知事の意見に異を唱えるものが特定の誰になるわけではないというふうに先ほども御答弁いただきましたけれども、四病院問題にしても、宿泊税の問題にしても、知事にとって耳の痛い意見にこそ真摯に耳を傾ける姿勢が求められているのではないかと思います。知事、改めてこの点はいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 決して私にとって耳の痛い話ということではなく、県職員に対して、新年の挨拶をする中で申し上げましたので、県職員も一人一人、県民と向き合って仕事しております。そうした中で、当然声の大きな人がおられると思うのですけれども、声の大きな人の声に誘導されることなく、本当に目をつぶって、そこにいる、目の奥に浮かんできた多くの県民にとってどちらが幸せなのかと、どうすることが将来に向けて県民にとってプラスなのかということを考えて、判断してほしいという意味で申し上げましたので、決して金田さんのことを言ったわけでもなく、共産党のことを言ったわけでもなく、反対されている事業者の皆さんのことを言ったわけでもなく、そういう意味で、職員が一人一人いろんな事業をやる中で、いろいろつらいこと、悲しいことがあるかもしれないけれども、厳しいことを言われたからといっても、全体の利益を考えて判断してほしいという意味で申し上げましたので、私にとってでは決してないというのを御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 県の職員の皆さんには、ひとときわ声の大きい知事の声に左右されることなく、県民の皆さんのことを考えて仕事をしていただきたいと申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。